

H23 後期 玉掛け技能講習のご案内(実施計画)

財団法人 日本産業技能教育協会 -- <http://www.kyousyu.org> --
 熊谷教習所 熊谷市三尻新山 3858-1 TEL 048-532-5781
 本部 千代田区鍛冶町2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル6F TEL 03-3254-8404

(初版 H23.8.23 作成)

就業制限に関する法令(労働安全衛生法第61条、施行令第20条)により、制限荷重が1t以上の揚荷装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの作業は、玉掛け技能講習を修了した者でなければ、従事してはいけない事が定められております。(労働安全衛生規則第41条、別表第3参照)

当協会は、埼玉労働局登録教習機関(登録第 86 号)として、表題講習を定期的に開催しておりますので、次のとおりご案内申し上げます。

1. 日程、定員など

実施回	1	2	3	4	5	6
日程	10月 17～19日	11月 15～17日	12月 19～21日	H24.1月 11～13日	2月 15～17日	3月 14～16日
開催場所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所	熊谷 教習所
定員	40名	40名	40名	40名	40名	40名

2. 受講資格

満18才以上であればどなたでも受講することができます。

3. 受講料および、講習の一部科目免除条件(コース分け条件)

コース	日程	受講料(+教材費)	コース条件(*受講資格を満たした上で)
A	3日	20,000(+1,600)	玉掛けの補助作業に6ヶ月以上従事
B	3日	19,000(+1,600)	業務経験(つり上げ荷重1t未満)が6ヶ月
C	3日	18,000(+1,600)	①クレーン等運転士免許 ②床上操作式か小型移動式クレーン技能講習修了
D	3日	21,000(+1,600)	クレーン等の運転の業務
E	3日	23,000(+1,600)	未経験者

- 各コース受講資格の詳細は、添付の講習科目免除一覧にてご確認ください。
- 教材費は、受講料と別途ですので、ご注意ください。
- 修了証の交付にあたり、郵送希望の方は上記の他、郵送手数料 600 円が必要です。1通に同封5名まで可、講習当日のお手続きとなります。

4. 講習科目、時間割例など(時間割例は、休憩時間も含まれたものです。)

講習科目						時間割例	講習時間	講師の氏名		
コース (科目免除)	A	B	C	D	E					
クレーン等に関する知識	○	○	○	○	○	1日目 8:45～9:45	1時間	野田 恵 強瀬 昇		
クレーン等の玉掛けの方法 -1	☆	☆	○	○	○				9:50～11:55 12:45～17:00	7(6)時間 -1
力学に関する知識	○	○	△	○	○	2日目 8:45～11:55	3時間			
クレーン等の玉掛けの方法 -2	☆	☆	○	○	○			12:45～13:45	7(6)時間 -2	
関係法令	○	○	○	○	○			13:50～14:50	1時間	
学科試験	○	○	○	○	○	14:55～15:55	1時間	野田 恵 島田 傳十郎 小林 貞嗣 強瀬 昇		
合図実技	○	△	△	△	○	16:00～17:00	1時間			
玉掛け実技	☆	☆	○	○	○	3日目 8:45～11:55 12:45～15:55	6(4)時間	野田 恵 島田 傳十郎 小林 貞嗣 強瀬 昇		
実技試験	○	○	○	○	○				16:00～	

* ☆は特例講習を示し、規定時間は()内の時間となっています。(A, Bコース)
 なお、当日の講習は講師都合等により、科目の順序が前後する場合等もございます。
 ご了承の程、お願い申し上げます。

5. 申込方法

受講される日程と人数、コースがお決まりになりましたら、お電話か予約書(Webページより印刷できます)のFAXで、**受講申請書の送付**をご依頼ください。

申請書到着後、必要事項を記入し、写真(3×4cm)糊付けして、返送お願いします。なお、受講料の納入は指定口座へ事前の振込でお願いします。

- *各免除コースのお申込にあたっては、お申込の際、その旨必ずご連絡ください。
- *受講料納入後の受講キャンセルは、原則としてご返金できませんのでご注意ください。ただし、一回に限り、受講日の変更が可能です。

6. その他

- 当協会の技能講習修了証は、平成19年4月開催回より、当協会を受けた複数の技能講習の修了を、管轄労働局単位で一枚のカードにまとめて証明する統合修了証形式に変わりました。講習ご受講の際には、**当協会**で修了された既交付の修了証の回収がありますので、該当者は、ご持参をお願いいたします。(講習初日に連絡があります。)
- 20名様以上ご受講の場合、埼玉県内出張講習も承っております。詳しくはお問い合わせをお願いします。(講習実施予定の1ヶ月程前までにご連絡下さい)
- その他、各種講習予定、受講手続き等に関するお問い合わせ等がございましたら、どうぞお気軽にお電話ください。

玉掛け技能講習 科目免除一覧(コース分け条件表)

コース	一部科目の免除を受けることが出来る者	免除科目
A	玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者	☆クレーン等の玉掛けの方法 ☆クレーン等の玉掛け(実技)
B	つり上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛け業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者(玉掛け特別教育修了者)	☆クレーン等の玉掛けの方法 ☆クレーン等の玉掛け(実技) ・クレーン等の運転のための 合図
C	クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許、(旧)デリック運転士免許、又は、揚荷装置運転士免許を受けた者 床上操作式クレーン運転技能講習、又は、 小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	・クレーン等の玉掛けに必要な 力学に関する知識 ・クレーン等の運転のための 合図
D	安衛法施行令第20条第6号もしくは第7号の業務、又は、安衛則第36条第6号もしくは第15号から第17号までの業務(クレーン等の運転の業務)に6ヶ月以上従事した経験を有する者 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第2条第2項及び第4項の規定による鉱山においてクレーン(安衛法施行令第20条第6号のクレーンに限る)の運転の業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者	・クレーン等の運転のための 合図
E	その他の者	なし

*A,Bコース免除科目における☆は、科目の免除ではなく、時間の短縮を表します。(特例講習)
A,Bコース共に、クレーン等の玉掛けの方法 講習時間 1時間免除
クレーン等の玉掛け(実技) 講習時間 2時間免除 です。

*A,B,Dコースを希望する方は、事業主の証明が必要になります。